

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(法人の均等割の税率)

第30条の2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 アーイ 省略 ウ 一般社団法人 (非営利型法人 (法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号、 <u>第45条第4項第2号</u> 並びに附則第116項及び第121項において同じ。)) に該当するものを除く。) 及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。) エーオ 省略	省略
省略	省略

2-4 省略

(市民税の減免)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められるものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号に規定する免除については、生活のため公私の扶助を受けるに至つた日以後に納期限が到来する部分の税額 (期間中

給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属期間の

する月の翌月以降 の月割額とし、公的初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月まで

年金等に係る所得に係る特別徴収 (以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。) の方法によつて徴収するものにあつては、その日の属する年期間の初日の

度分の市民税額のうちその日の属する月の翌月以降の 支払回数割仮属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における

特別徴収税額 (第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に

規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。) (その日 が4月1日から6月末日までの間である場合(その期間の末日が期間の初日

当該6月末日前である場合を除く。)には、その日 の属する年度の4期間の初日

月1日からその日 の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。期間の初日

)及び支払回数割特別徴収税額(第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。)とする。)に、第2号に規定する減免については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額(年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間中の期間の初日の属する

支払回数割仮特別徴収税額の翌月からその期間の末日の属する月までの間における

収税額(その期間に6月末日が含まれる場合の初日が4月1日から6月末日までの間である場合(その期

間は、同日 の属する期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。)

る年度の4月1日から失業した日の前日 までの間に徴収すべきその期間の初日の属する月の末日

ものを含む。)及び支払回数割特別徴収税額とする。)に、第6号に規定する減免については、被相続人(法第9条第1項に規定する被相続人をいう。以下同じ。)に係る税額のうち当該被相続人の死亡の日以後に納期限が到来する部分の税額にそれぞれ限るものとする。

(1) 生活保護法の規定による扶助その他 貧困により生活のため公私のを受ける者又は

扶助(生活保護法の規定による扶助を除く。)を受けている者(附則第100受ける

項の規定により所得割を課されない者に限る。) 省 略

(2) 失業者で市規則で定めるもの(雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及

びこれと同様の失業状態にあると認められる者(市規則で定める者を除く。

)をいう。)

ア 前年の合計所得金額が1,150,000円(控除対象配偶者又は扶養親族(以1,700,000円

下この条において「控除対象配偶者等」という。)を有する者にあつては、  
1,150,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき1,110,000円  
1,700,000円 350,000円

円を加算した金額)以下の者 省 略

イ 前年の合計所得金額が1,450,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、  
2,100,000円

1,450,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき  
2,100,000円

1,110,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。) 省  
350,000円

略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、  
2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき  
350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。)

100分の50に相当する額の減額

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者(市規則で定める者を除く。)

ア 前年の合計所得金額が1,150,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、  
1,700,000円

1,150,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき  
1,700,000円

1,110,000円を加算した金額)以下の者 省 略  
350,000円

イ 前年の合計所得金額が1,450,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、  
2,100,000円

1,450,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき  
2,100,000円

1,110,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。) 省  
350,000円

略

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、  
2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき  
350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。)

市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年に該当

の合計所得金額が1,500,000円以下のもの 100分の50に相当する額の減額する者

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者（アに該当する者を除く。）  
100分の50に相当する額の減額

(5) 所得税法第2条第1項第32号イ、ロ及びハに規定する者

ア 前年の合計所得金額が650,000円以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が1,250,000円以下の者 100分の50に相当する額の減額

(6) 相続人（法第9条第1項に規定する相続人のうち市規則で定める者以外のものをいう。以下同じ。）

ア 前年の合計所得金額が1,150,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,150,000円に当該控除対象配偶者等1人につき1,110,000円を加算した金額）以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が1,450,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,450,000円に当該控除対象配偶者等1人につき1,110,000円を加算した金額）以下の者（アに該当する者を除く。） 100分の70に相当する額の減額

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失することとなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

2 省 略

3

3 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。

4

(1)－(2) 省 略

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌

年の3月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後の支払回数割特別徴収税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から6月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額

ウ 7月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額

4 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、申請に基づき、当該各号に  
5

定めるところにより、市民税を減免する。

(1) 慈善、学術その他公益事業の用に専ら供する事務所、家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しないもの 免除

(2) 非営利型法人並びに公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わない  
(1)

もの 省 略

(3) - (4) 省 略  
(2) (3)

(5) 清算中の法人 免除（均等割に限る。）

5 第1項、第2項又は前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由  
6 第3項

により特に必要があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

6 第1項及び第2項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。  
7 第3項

7 第1項の場合において、同項第3号の規定については、6月30日の現況によるものとし、同項第4号及び第5号の規定については、賦課期日の現況によるものとする。

8 第1項の規定は、同項に規定する申請の時ににおいて、既に納付されている市民税額については、適用しない。

8 納税義務者が、第1項第1号から第5号までに掲げる事項の2以上に該当す  
9 各号

るときは、そのうち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

9 納税義務者が、第2項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのう  
10 第3項

ち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

(固定資産税の減免)

第71条 固定資産税は、申請に基づき、次の各号の定めるところによりこれを減免する。

(1) **本市が施行する**土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下「**本市施行の**土地区画整理事業」という。)により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地 省 略

(2) **本市施行の**土地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地(以下この号において「従前の土地」という。) 省 略

(3) **本市施行の**土地区画整理事業により、過少宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもつて清算される土地(使用収益している部分を除く。) 省 略

(4) 公共事業実施のため、使用収益することができない土地 使用収益することができなくなつた日の属する月の翌月から使用収益することができるに至つた日の属する月までの月割の方法による減額

(5) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する  
(4) **受ける**

用する家屋及びその敷地(当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ70平方メートルを超えない部分に限る。) 省 略

(6) 省 略

(5)

(7) 建築基準法第42条第1項第4号に該当する道路の予定地で使用収益していない土地 その土地に対する同号の指定のあつた日の属する月の翌月から  
月割の方法による減額

(8) - (9) 省 略

(6) (7)

- (10) 大阪市土地開発公社が買収又は収用により取得した固定資産 当該固定資産が引き渡された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (11) 大阪市土地開発公社の事業により移転補償の対象となつた固定資産 当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (12) 相続税法第41条第1項の規定により物納の許可を受けた固定資産 物納の許可を受けた日の属する月の翌月からの月割の方法による減額
- (13) 沈没した船舶 沈没した日の属する月の翌月からの月割の方法による減額

## 2-4 省 略

### 附 則

## 1-113 省 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

- 114 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項から附則第116項まで及び附則第119項から第121項までにおいて「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、附則第116項及び第119項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（附則第116項及び第119項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第294条第6項、法第296条第1項第2号及び第2項並びに第45条第4項第2号の規定を適用する。

### 第5項第1号

## 115-132 省 略

- 133 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長（同法第2項

17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第139項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して

原子力災害対策特別措置法第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策  
第2項

策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第139項第1号において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの(以下この項において「対象区域内住宅用地」という。)の同日における所有者(当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第61条の2及び第64条の2第2項各号の規定を除く。)を適用する。この場合において、同条第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「附則第133項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

134-138 省 略

139 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、次の各号に掲げる自動車で法附則第52条第2項に規定する政令で定めるもの(以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認める軽自動車の取得をした場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、軽自動車税



を課さない。

- (1) 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して**原子力規制委員会設置法附則第54条による改正前**の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた法第113条第1項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2)－(3) 省 略

140－148 省 略